

K O R I Y A M A

市営住宅募集のしおり

令和8年7月1日改訂

～お申し込みをされる前に必ずお読みください～



— 東北のウィーン —

楽都郡山

郡山市営住宅管理センター

024-924-7100

目次

指定管理者制度について	1
◆◆ お申込みをされる前に ◆◆	2
1 申込方法.....	3
2 入居資格.....	4
3 単身入居資格	5
(1) 単身入居資格の原則.....	5
(2) 単身入居資格の特例	5
4 優先募集物件	6
(1) 優先募集物件の入居資格	6
(2) 入居資格に関する注意事項(配偶者の取扱いについて).....	8
(3) 優先募集物件の申込み等	8
5 家賃	9
(1) 家賃(住宅使用料)の決定方法について	9
(2) 収入基準の計算方法と収入分位の決定	9
(3) 控除額について	10
6 申込みに必要な書類.....	11
(1) 申込時に個人番号(マイナンバー)を利用する方	11
(2) 申込時に個人番号(マイナンバー)を利用しない方	14
7 市営住宅に関する主な注意点	16
8 入居に関する重要事項	19
資料.....	24
(1) 棟別住所一覧(希望ヶ丘・千杯田市営住宅)	25
(2) 郡山市営住宅の所在地及び通学区域(学区)の目安.....	26
(3) 郡山市営住宅 物件一覧表	28
(4) 市営住宅抽選会の進め方	30
(5) 郡山市営住宅 市内位置関係図	32
(6) その他の公営住宅について(市営住宅以外)	33

指定管理者制度について

民間活力によるサービスの向上と行政運営の効率化を目的として、令和5(2023)年4月から、市営住宅の管理業務の一部を以下の指定管理者に委託しています。

記

1. 指定管理者

株式会社東急コミュニティー

2. 事務所

郡山市営住宅管理センター

024-924-7100

3. 指定管理者が行う主な事務(令和5年4月1日～)

主な事務	指定管理者 市営住宅管理センターが 行う事務	引き続き市で 行う業務
入居手続等	入居者の募集、申込受付 同居、入居承継申請 異動届の受付	入居の決定 同居の承認 入居承継の承認
退去手続	明渡し検査	敷金還付
維持管理	通常の修繕行為	大規模修繕
家賃決定	収入申告書の受付 家賃の通知	収入認定 家賃の決定
家賃徴収	窓口収納 督促状等の送付	督促、催告行為

※指定管理者は、入居者が行っている管理人の業務を代行するものではありません。これまで市が行っていた業務のうち、入居者の募集や申込み、各種申請の受付や家賃の収納、修繕、施設管理業務などを指定管理者が行います。

※異動届や収入申告などの受付、家賃等のお支払い窓口は変わりません。これまでの市役所住宅政策課の窓口が、指定管理者の窓口となります。

◆◆ お申込みをされる前に ◆◆

市営住宅は、法律(公営住宅法)により市が比較的収入が少なく住宅に困っている方を対象に、低廉な家賃でお住まいいただくことを目的として建設された、市民全体の財産です。

したがって、その使用にあたっては、法律や条例(郡山市営住宅条例)等によって、さまざまな制限や義務が定められています。

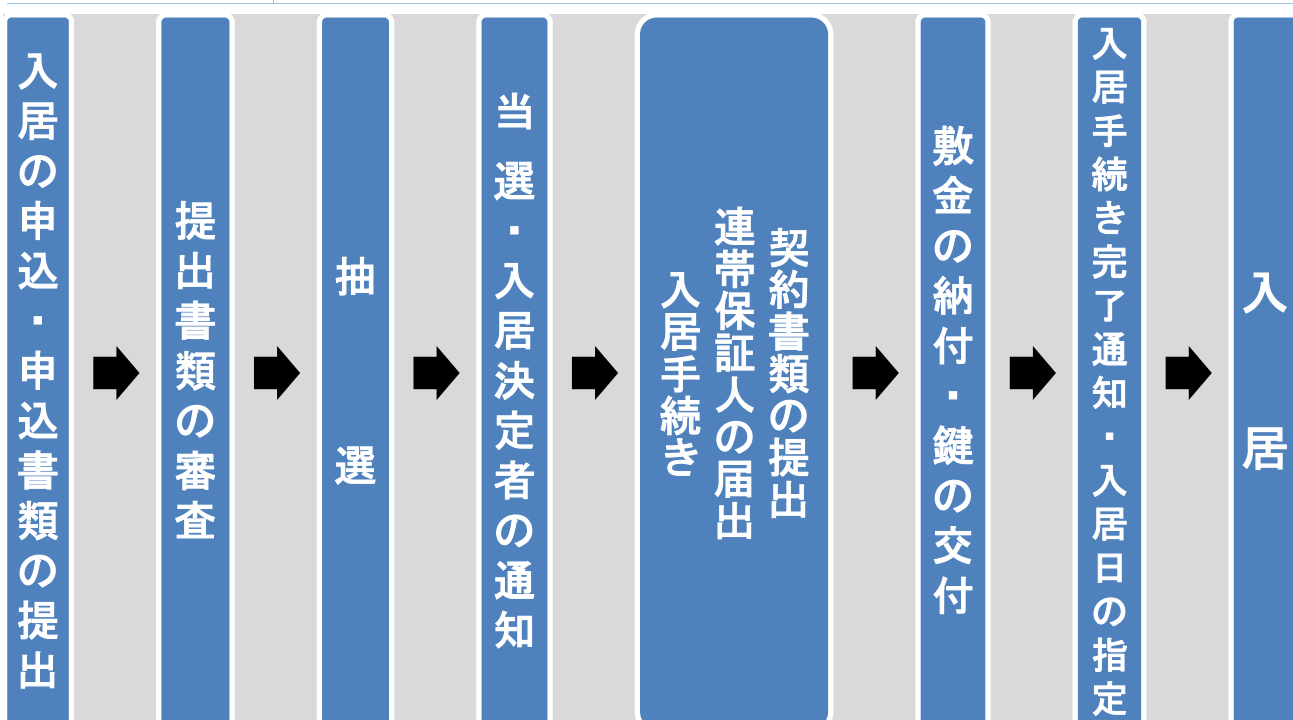
また、市営住宅は、一般の民間賃貸住宅と比べて、入居に関する「資格」や「手続き」、さらには「駐車場の有無」、「住宅の設備」等で異なる点がありますので、市営住宅の「決まり」や「特性」を十分ご理解のうえで、以下の点について特に注意し、申込みをしてください。

なお、市営住宅は低廉な家賃でお貸ししていることから、新築同様ではなく、キズや汚れ等があることをあらかじめご了承ください。

- (1)市営住宅の申し込みに際しては、入居に関する「資格」や「手続き」等が異なるため、市営住宅管理センター職員の説明を必ず受けてください。また、この「市営住宅募集のしおり」を併せてご覧ください。
- (2)募集申込みは、市営住宅管理センター職員の説明やこの「市営住宅募集のしおり」の内容をご理解の上で申し込みをされたものとして取り扱います。
- (3)申込期限後においては、いかなる理由があっても申し込みの変更はできませんので、ご注意ください。(申し込みの辞退は可能です。)
- (4)申込書類の不備や不足等があった場合は、指示された期限までにその修正や書類の提出をしてください。期限までに行わない場合は、抽選に参加することができません。
- (5)申込締切日を過ぎての申し込みはできません。

1 申込方法

(1)申 込 先	➤ 郡山市営住宅管理センター(郡山市役所本庁舎3階) 電話 024-924-7100 ・代理の方でも申込みできます。 ・電話や郵送では、申込みや応募物件の変更ができません。
(2)申込期間	➤ 募集する月の1日～10日頃 (土日祝日の関係により変動があります) ・受付時間:平日の午前8時30分 ～ 午後5時15分
(3)募集物件	➤ 募集する月の、前の月の月末平日に公表します。 (例:5月募集の場合、物件公表は4月末の最後の平日) ※ 募集しない場合、公表はありません。 ➤ 募集物件は、市営住宅管理センターの窓口、各行政センター、市営住宅管理センターのウェブサイトで公表します。
(4)提出書類	➤ 申込書類以外にも、戸籍謄本その他、世帯の状況に応じて必要となる書類が異なります。 ➤ 郡山市へ転入して来た方や本籍地が市外の方は、添付書類の取得に日数がかかる場合があります。早めに窓口で説明を受けてください。
(5)選考方法	➤ 申込み月中旬頃の公開抽選会により入居予定者を決定します。 注1 抽選会に出席できない場合、委任状の提出があれば市営住宅管理センター職員が代理で抽選します。 注2 申込みが無かった物件は抽選会場で再募集します。抽選会に出席し、落選された方は申込みできます。欠席の方は申込みません。 注3 抽選会に代理で出席した方も再募集への申込みができます。
(6)入 居 日	➤ 公開抽選により当選した月の翌月1日が入居日となります。 (例:5月中旬の抽選会で当選→6月1日入居) ※入居後14日以内に市民課等で住民票の異動手続きを行ってください。



2 入居資格

次の6つの入居資格「全てに該当する方」が、申込みことができます。
※申込者及び同居予定者の全員が入居資格を満たす必要があります。

- ① **現に同居し、又は同居しようとする親族(次に掲げる者を含む。以下同じ。)があること。**
(ア) 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(イ) 婚姻の予約者
(ウ) 規則で定めるパートナーシップの関係にある者
単身で申込みできる場合もあります。→「3 単身入居資格(P.5)」を参照してください。
婚姻予定で申込み方は、入居後3か月以内に婚姻の届出をし、受理されましたら戸籍謄本を提出することが条件となります。
- ② **郡山市に住所、勤務場所又は通学場所を有すること**
通学場所は修学年限が1年以上の学校(入学予定しているものを含む)とします。
- ③ **世帯の所得額が基準以下であること**
所得の条件については、「5 家賃(P.9)」を参照してください。
- ④ **現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。**
住宅やマンション、宅地など、居住のために用いることができる不動産を所有(共有も含む)している方は、原則申込みできません。
特別な理由がある場合は、「所有不動産を活用できないため住宅に困っていること」を説明できる証拠の提出が必要です。
- ⑤ **市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税を滞納していないこと**
滞納中の税金を分割で納付している場合であっても、入居資格を満たしたことはありません。
- ⑥ **入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと**

3 単身入居資格

(1) 単身入居資格の原則

「2 入居資格(P.4)」の②から⑥に該当する方で、次の条件に1つでも該当する場合は、単身(ひとり世帯)で申込むことができます。

- ① 入居時に60歳以上の方
- ② 難病患者(障害者総合支援法の対象疾病に認定されている方)
- ③ 身体障害者手帳の1～4級を所持している方、精神障害手帳の1～3級を所持している方、療育手帳A又はBを所持している方
- ④ 戦傷病者(認定を受け、条件に該当する方)
- ⑤ 被爆者(認定されている方)
- ⑥ 生活保護を受けている方、中国残留邦人等で支援給付を受けている方
- ⑦ 海外からの引揚者(引き揚げ後、5年以内の方)
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等(認定されている方)
- ⑨ 配偶者からのDV被害者又はDVを受けている方
- ⑩ 災害被災者(災害対策基本法の罹災証明書の交付を受けた方)
- ⑪ 犯罪被害者(収入が減少し、生計維持、居住継続が困難となった方)

※身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする方が単身入居する場合は、居宅において介護支援を受けられることが入居の要件となります。

(2) 単身入居資格の特例

下記の市営住宅にあっては、「2 入居資格(P.4)」の②から⑥に該当している場合、単身(ひとり世帯)で申込むことができます。

◆次のいずれかに該当する市営住宅

- ① 床面積が65㎡未満の住宅
- ② 入居状況等を勘案して特に入居を促進する必要がある住宅
- ※ 全ての物件が特例対象ではありません。
- ※ 詳しくは、直近の募集物件一覧の備考欄をご確認ください。

4 優先募集物件

(1)優先募集物件の入居資格

「2 入居資格(P.4)」の②から⑥に該当する方で、次の条件のいずれかに当てはまる方は、それぞれの条件に応じた優先募集物件に申込みできます。

- ① 高齢者世帯(单身の方でも申込みできます)
世帯主が60歳以上であり同居予定者全員が次のいずれかに該当する世帯
(ア) 配偶者の方(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)
(イ) 18歳未満の方
(ウ) 戦傷病者もしくは身体障がい者(1～4級の方)
(エ) 60歳以上の方
- ② 身体障がい者世帯(单身の方でも申込みできます)
生計上主たる所得を有する方が、次のいずれかに該当する世帯
(ア) 戦傷病者
(イ) 身体障がい者(1～4級の方)
- ③ 精神障がい者
生計上主たる所得を有する方が、精神障がい者(1～3級の方)
- ④ 知的障がい者
生計上主たる所得を有する方が、精神障がい(1～3級)の程度に相当する方
- ⑤ 難病患者
生計上主たる所得を有する方が、難病患者(障害者総合支援法の対象疾病に認定されている方)
- ⑥ DV 被害者
(ア) 配偶者暴力相談支援センターまたは 女性自立支援施設、母子生活支援施設における保護の終了後5年を経過していない方
(イ) 配偶者等に対する裁判所からの接近禁止命令または退去命令の効力発生後5年を経過していない方
(ウ) 女性自立支援施設から暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている方
(エ) 配偶者からの暴力を受けている旨の 配偶者暴力対応機関等による書面が発行されている方

- ⑦ 犯罪被害者等
(ア) 犯罪により収入が減少し、生計維持が困難となった方
(イ) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方
- ⑧ ひとり親世帯
20歳未満の子を扶養する配偶者のない方で、ひとり親以外に成人の同居人を含まない世帯
- ⑨ 多子世帯
同居する18歳未満の子が3人以上いる世帯(母子世帯であっても、18歳未満の子が3人以上いる場合は該当します。)
- ⑩ 若年夫婦
40歳未満の夫婦世帯
- ⑪ 子育て世帯
18歳未満の子と同居し、かつ、当該子を扶養していること
- ⑫ 学生
市の区域内に存する修学年限が1年以上の学校に通学する方又は入学を予定している方

- ⑬ 若年夫婦・子育て世帯(定期借家 鶴見坦市営住宅4～8階)
申込み時に40歳未満で次のいずれかに該当する方
(ア) 40歳未満の配偶者(次に掲げる方を含む。)と現に同居し、又は同居しようとする方
- 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方
 - 婚姻の予約者
 - 規則で定めるパートナーシップの関係にある方
- (イ) 40歳未満の配偶者及び満20歳に達しない年齢の子と現に同居し、その子を扶養している方又は同居しようとする方
- (ウ) 配偶者がなく、満20歳に達しない年齢の子と現に同居し、その子を扶養している方又は同居しようとする方

※入居期間は、(ア)は次の(A)の期間、(イ)及び(ウ)は次の(A)、(B)どちらか長い期間となります。

(A) 入居日から起算して10年間

(B) 入居当時日において現に同居する子のうち、出生が最も遅い子が満20歳に達するまで

(2)入居資格に関する注意事項(配偶者の取扱いについて)

- ① 事実上婚姻関係にある方(いわゆる未届の妻、夫)も戸籍上の配偶者と同様に取扱いますが、住民票にその旨の記載があることが条件となります。
- ② 福島県パートナーシップ制度利用の方は、その旨を証明する書類を提出していただきます。
- ③ 市営住宅では、離婚が成立していない配偶者と別居しての申込みは認めていません。
- ④ 家庭裁判所で離婚調停を行っている場合は、その旨を証明する書類を提出することにより離婚と同様に取扱いますが、ひとり親世帯優先物件への申込みはできません。
- ⑤ 離婚協議中の方は申込みができません。
- ⑥ DV等の被害により配偶者と別居して申込まれる方は、次の方が対象となり、その旨を証明する書類を提出していただきます。
 - (ア)配偶者暴力相談支援センターまたは女性自立支援施設、母子生活支援施設における保護の終了後5年を経過していない方
 - ⇒配偶者暴力相談支援センターや女性相談支援センターの証明書の写し
 - ⇒母子生活支援施設の入所期間が分かる書類
 - (イ)配偶者等に対する裁判所からの接近禁止命令または退去命令の効力発生後5年を経過していない方
 - ⇒裁判所の保護命令決定通知書の写し
 - (ウ)女性自立支援施設から暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている方
 - ⇒配偶者暴力相談支援センターや女性相談支援センターの証明書の写し
 - (エ)配偶者からの暴力を受けている旨の配偶者暴力対応機関等による書面が発行されている方
 - ⇒配偶者暴力被害の申出を確認できる書類
- ⑦ 単身赴任の別居は、住宅困窮者とは認められないため、申込みできません。

(3)優先募集物件の申込み等

- ① 優先募集物件に申込みをした方は、第2希望として一般募集物件への申込みができます。
- ② 第1希望が一般募集物件の場合は、第2希望の申込みができません。
- ③ 抽選は優先募集物件から行います。第1希望の優先募集物件に当選した方は第2希望の抽選に参加できません。

5 家賃

(1)家賃(住宅使用料)の決定方法について

市営住宅には、条例に定める収入の基準以下の世帯の方だけが申込みできます。収入基準の額は一定の範囲ごとに「収入分位」という段階に分けられ、この収入分位ごとに家賃が決められています。

※収入のない方でも家賃はかかりますが、申請により減免を受けられる場合があります。

	一般世帯 収入基準				裁量世帯 収入基準		
収入基準 月額	0～ 104,000	104,001～ 123,000	123,001～ 139,000	139,001～ 158,000	158,001～ 186,000	186,001～ 214,000	214,001～ 259,000
収入分位	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

※ 次の条件のいずれかに該当すれば裁量世帯となり、収入分位⑤、⑥、⑦の方でも申込むことができます。

- (ア) 入居者又は同居者の中に、次のいずれかに該当する障がい者の方がいる世帯
身体障がい者(1～6級)・精神障がい者(1～3級)・知的障がい者(A、B)
- (イ) 入居者が60歳以上で、同居者全員が60歳以上又は18歳未満の世帯(单身可)
- (ウ) 入居者又は同居者の中に、「3 单身入居資格(P.5)」の②、④、⑤、⑦、⑧に該当する方がいる世帯
- (エ) 同居者の中に、18歳未満の方がいる世帯
- (オ) 40歳未満の夫婦世帯

(2)収入基準の計算方法と収入分位の決定

収入基準＝(世帯全員の過去1年間の所得の合計－控除額)÷12

→その収入基準が、収入分位①～どの範囲に該当するか→収入分位の決定

※収入計算上の控除は、税法上の控除とは違います。

※合計するのは総収入額ではなく、所得額です。(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」)

※収入状況が急変したことで、「過去1年間の所得」と最新の収入状況が異なる方については、別途最新の収入状況から所得を算出の上で収入基準を計算します。

(3)控除額について

①～⑥については対象となる方1人につきの額（2人いる場合は×2）

名称	控除額	内容
① 同居及び扶養親族控除	38 万円	同居者(所得がある同居者も対象)
② 老人扶養控除	10 万円	70 歳以上の控除対象者(配偶者又は扶養親族)
③ 特定扶養控除	25 万円	16 歳以上 23 歳未満の被扶養者 (被扶養者の所得制限があります)
④ 普通障がい者控除	27 万円	身体3～6級、精神2,3級、療育Bの入居者又は同居者
⑤ 特別障がい者控除	40 万円	身体1,2級、精神1級、療育Aの入居者 又は同居者
⑥ 給与(又は公的年金等) 所得者控除	10 万円	過去1年間で給与所得(又は公的年金 等に係る雑所得)を有する入居者又は 同居者 ※両方受け取っている場合は、最大10万円 控除
⑦ ひとり親控除 (事実確認ができる戸籍謄本の 提出が必要です)	35 万円	以下のすべてを満たす場合 ・事実上婚姻関係にある人がいない ・同一生計の子(総所得が48万円以下)が ある ・所得金額が500万円以下
⑧ 寡婦控除 (事実確認ができる戸籍謄本の 提出が必要です)	27 万円	以下のいずれかを満たす場合(ひとり 親控除に該当しない方) ・夫と離婚してから婚姻しておらず、扶養親 族があり、所得金額が500万円以下 ・夫と死別してから婚姻しておらず、所得金 額が500万円以下 (扶養親族の有無は問わない) ※事実上婚姻関係にある人がいる場合は 対象外

6 申込みに必要な書類

(1)申込時に個人番号(マイナンバー)を利用する方

- ① 申込書……市営住宅の入居申込書です。
- ② 同意書……個人番号を使用し、所得に関する情報及び市税等の納税状況等を調べさせていただくことに対する同意書です。
※同意していただけない場合は、入居申込者及び同居予定者全員分の所得証明書や納税証明書等を添付していただく必要があります。
なお、同意書は原則届出者及び同意者にそれぞれ直筆で署名いただくものになります。
詳しくは同意書の裏面にあります「記載要領」をお読みください。
- ③ 委任状……抽選会に参加できない方は、委任状を提出してください。
委任状の提出がある場合は、管理センター職員が代理で抽選します。
委任状を提出された方でも抽選会に参加することができますので、悪天候により外出が難しい場合、急な用事による欠席や万が一遅刻した場合などに備えて提出することをお勧めします。
- ④ 源泉徴収票……毎年2月から6月末までは、入居申込者及び同居予定者の源泉徴収票が必要です。

①～③の用紙は、市営住宅管理センター窓口でも配布していますが、ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

- ⑤ 個人番号カード……市営住宅管理センターの窓口にて申込者と同居予定者の個人番号カード等を提示が必要です。
同居予定者の個人番号については、申込書に記入が必要となります。
カード等の提示が難しい場合は個人番号を控えてきてください。

マイナンバーカードを持っていない場合

番号確認	本人確認書類
個人番号通知カード 又は 個人番号が記載された住民票	【本人の写真表示がある確認書類1つ】 ➢ 運転免許証、身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、療育手帳、写真付学生証、在留カード、特別永住者証明書等 ➢ 官公署から発行・発給された書類等で顔写真の表示が施されているもの(氏名、生年月日及び住所が記載されているもの) 【本人の写真表示がない身元確認書類2つ】 ➢ 公的医療保険の資格確認書、年金手帳、戸籍の附票、写真無し身分証明書、印鑑登録証明書、国税・地方税・社保料・公共料金領収書、源泉徴収票等

⑥ その他必要な書類（状況に応じて、次の書類が必要となる場合があります）

ア)入居資格があることを証明するもの

状況	提出書類
☐ 配偶者のいない方	☐ 戸籍謄本 ※婚姻歴が無いことや、現在配偶者がいないことが分かるものとして必要です。 ※市役所等の窓口で取得してください。
☐ 納税証明書が郡山市で取得できない方（1年前の1月1日時点で郡山市民ではなかった方）	☐ 前年度の納税証明書 ※市税の滞納が無いことが分かるものとして必要です。 ※他の年度に市税の滞納があることが判明した場合も入居資格はありませんので、ご注意ください。
☐ 現在市外在住で、郡山市内に勤務先がある方	☐ 在職証明書（会社が発行したもの）
☐ 郡山市内に通学場所がある方（修学年限が1年以上の学校）	☐ 在学証明書又は学生証 ☐ 合格通知書（入学予定者のみ）
☐ 田畑・山林等を所有している方	☐ 申出書 ☐ 名寄帳（資産証明書）等
☐ 婚約中の方	☐ 婚約証明書 ※様式は市営住宅管理センターにあります。
☐ 福島県パートナーシップ制度に基づくパートナーと同居する方	☐ 福島県パートナーシップ届出書受理証明書の写し
☐ 難病患者の方	☐ 指定難病医療費受給者証や診断書等

【必要書類の交付窓口について】

証明書コンビニ交付サービスについて



- ① 住民票の写し：現在住民票がある市区町村
 - 郡山市の場合は市民課（西庁舎1階）
 - マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアのキオスク端末（マルチコピー機）から、各種証明書を取得することができます。
- ② 所得証明書：必要な年度の1月1日に住所があった市区町村
- ③ 納税証明書：必要な年度の税を納付した市区町村
 - 郡山市の場合は、所得証明書及び納税証明書共に資産税課（西庁舎2階）や市民課、行政センター等
- ④ 戸籍謄本：市民課窓口（西庁舎1階）
 - 本籍が郡山市外の方でも、市民課窓口で取得できます。
- ⑤ 名寄帳：資産を所有している市区町村
 - 郡山市の場合は、資産税課（西庁舎2階）

イ)家賃を決定するために必要なもの
(最新の収入状況が分かるものとして必要です)

状況	提出書類
☐ 転職した方(現在の職場が勤続1年未満) ☐ 就職してから1年経過していない方 (1年前の1月以降に仕事を始めた方)	次のいずれか1通 ☐ 給与支払実績証明書 ☐ 給与明細書(直近3か月分)
☐ 仕事をやめて1年経過していない方 (1年前の1月以降に仕事をやめた方)	次のいずれか1通 ☐ 退職証明書 ☐ 離職票 ☐ 退職年月日がされている源泉徴収票 等 ※最新の収入状況がゼロだということが分かるものとして必要です。
☐ 別居中の扶養親族がいる方	☐ 保険証のコピーなど、扶養事実が分かるもの ※収入分位を計算する際の「扶養親族控除」の人数が増えます。
☐ 年金受給が始まって1年経過していない方 (所得証明書に年金が反映されていない方)	☐ 年金額決定通知書の写し

※ 生活保護を受給している方・障害者手帳を所持している方・中国残留邦人・難病患者等に該当する方は、申込みの際にその旨をお伝えの上、申込書の記入欄に記入してください。

※ 市税の納付状況が納税証明書で確認できない場合、納付時に受け取った領収証書の写しの提出が必要になる場合があります。状況によっては、これら以外にも提出していただくものが増える場合があります。

※ 郡山市では、所得証明書や戸籍謄本等はマイナンバーカードを利用することで、全国のコンビニのマルチコピー機から取得できます。「コンビニ交付サービス」の詳細は、市民課または郡山市ウェブサイトを参照してください。

証明書コンビニ交付サービスについて



最新の収入状況が分かるものの提出はとても大切です。

特に、収入が減った方や収入が無くなった方は、その状況が家賃に正しく反映されないと、本来よりも高い家賃になってしまう場合があります。

※市営住宅の家賃は、最新の収入状況にもとづいて一定の範囲ごとに「収入分位」という段階に分けられ、この収入分位ごとに家賃が決められています。

(2) 申込時に個人番号(マイナンバー)を利用しない方

マイナンバーを使わないで申込む場合は、提出書類が増えます。
提出書類が増える分、手数料などの出費や書類を取りに行くための時間がかかります。

- ① 申込書……市営住宅の入居申込書です。
- ② 住民票……入居予定者全員の住民票が必要です。(本籍及び続柄が記載されているもの)
- ③ 所得証明書…最新の収入状況が分かるものとして必要です。

古い所得証明書では正しい家賃額の計算ができません。
場合によっては、虚偽申請として扱われることがあります。
所得証明書の内容が、現在の収入状況と異なる場合には以下のものを提出してください。

※所得証明書の内容が、現在の収入状況と異なる場合には以下のものを提出してください。

状況	提出書類
◆仕事を始めて1年経過していない方	給与支払実績証明書 ※給与支払実績証明書に直近までの給与が載っていない場合は、載っていない月の給与明細書も提出していただきます。
◆最新の収入状況がゼロの方	退職証明書、離職票、源泉徴収票(退職年月日入り)のいずれか

- ④ 源泉徴収票…毎年2月から6月末までは、入居申込者及び同居予定者の源泉徴収票が必要です。
- ⑤ 納税証明書…納税の対象となる税目は、市区町村民税、固定資産税(都市計画税を含む。)国民健康保険税、軽自動車税です。実際には滞納があるのに古い納税証明書を提出するなどした場合は、虚偽申請に問われることがあり、入居申込や当選の取り消し等に該当する場合があります。
- ⑥ 委任状……抽選会に参加できない方は、委任状を提出してください。
委任状の提出がある場合は、管理センター職員が代理で抽選します。委任状を提出された方でも抽選会に参加することができますので、遅刻などの場合に備えて提出することをお勧めします。

⑦ その他必要な書類(状況に応じて、次の書類が必要となる場合があります)

状況	提出書類
☐ 障害者手帳を交付されている方	☐ 障害者手帳のコピー (有効期限内のもの)
☐ 生活保護を受給している方	☐ 生活保護受給証明書
☐ 中国残留邦人等の支援給付を受けている方	☐ 本人確認証のコピー
☐ 難病患者の方	☐ 指定難病医療費受給者証や診断書等
☐ 配偶者のいない方	☐ 戸籍謄本
☐ 婚約中の方	☐ 婚約証明書 (様式は市営住宅管理センターにあります)
☐ 現在市外在住で、 郡山市内に勤務先がある方	☐ 在職証明書(会社が発行したもの)
☐ 郡山市内に通学場所がある方 (修学年限が1年以上の学校)	☐ 在学証明書又は学生証 ☐ 合格通知書(入学予定者のみ)
☐ 福島県パートナーシップ制度に基づ くパートナーと同居する方	☐ 福島県パートナーシップ届出書受理証 明書の写し
☐ 田畑・山林等を所有している方	☐ 申出書 ☐ 名寄帳(資産証明書)等
☐ 別居中の扶養親族がいる方	☐ 扶養事実が分かるもの (保険証写し等)
☐ 年金受給が始まって1年経過してい ない方(所得証明書に年金が反映さ れていない方)	☐ 年金額決定通知書のコピー

◆状況によっては、これら以外にも提出していただくものが必要となる場合があります。

【必要書類の交付窓口について】

証明書コンビニ交付
サービスについて



- ① 住民票の写し：現在住民票がある市区町村
 - 郡山市の場合は市民課(西庁舎1階)
 - マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアの
キオスク端末(マルチコピー機)から、各種証明書を取得することができます。
- ② 所得証明書：必要な年度の1月1日に住所があった市区町村
- ③ 納税証明書：必要な年度の税を納付した市区町村
 - 郡山市の場合は、所得証明書及び納税証明書共に資産税課 (西庁舎2階)や
市民課、行政センター等
- ④ 戸籍謄本：市民課窓口(西庁舎1階)
 - 本籍が郡山市外の方でも、市民課窓口で取得できます。
- ⑤ 名寄帳：資産を所有している市区町村
 - 郡山市の場合は、資産税課(西庁舎2階)

7 市営住宅に関する主な注意点

(1)抽選会	当選者(入居予定者)及び補欠当選者は、公開抽選会で決定します。 ただし、当選後でも「入居資格が無いことが判明した場合」、「正当な理由がなく期限内に市営住宅の賃貸借契約に係る書類を提出できなかった場合」、「期限内に敷金の納入が無い場合」、「入居決定後20日を過ぎても入居がなされなかった場合」は、入居取消とし、補欠当選者1番の方が当選者(入居予定者)となります。 補欠当選者の資格は、入居予定を約束したものではなく、あくまでも当選者が入居を辞退等した場合の順位を決めたもので、その資格は、翌月の募集及び抽選会には持ち越せません。 ※当選者には、市営住宅入居申込書に記載されている住所地へ入居決定通知書を送付します。通知書の送付先を変更する場合は、事前に窓口担当者へお知らせください。
(2)家 賃	各物件には、収入分位別の家賃が設定されています。入居者の収入がどの収入分位に該当するかで家賃が決定されます。 入居者は、法令の定めにより、毎年7月頃、収入申告書を提出しなければなりません。この収入申告書に基づき、毎年、家賃の算定が行われます。なお、所得や控除の状況が変わらない場合でも、金額が若干変動する場合があります。
(3)連帯保証人	連帯保証人として、次の条件に該当する方が1人必要です。 ① 市税の課税対象となる所得又は資産があること (注)所得額がゼロでも課税される場合がある軽自動車税や国民健康保険税の課税では不可 ② 市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税を滞納していないこと ③ 公営住宅入居者の場合、その家賃等(住宅使用料及び駐車場使用料)の滞納がないこと

(3)連帯保証人	④ 市外の方でも構いませんが、原則として親族であること ⑤ 暴力団員でないこと ※民法改正に伴い、令和2年4月1日以降の入居契約に係る連帯保証人は、入居時の家賃の9か月分を個人根保証額として担保していただくことになります。 ※家賃が滞った場合、本人に加え連帯保証人へ滞納の通知と請求を実施し、3か月分の滞納が発生した場合には、市営住宅を明け渡ししていただくことになります。 ※連帯保証人の確保が難しい方は、市営住宅管理センターにご相談ください。
(4)敷 金	入居時の家賃額の3か月分が、敷金として必要です。 指定された日にちまでに、現金で支払うことになります。 敷金は明渡し時に返還いたしますが、未納家賃等がある場合には、その債務に充当します。利子は付きません。
(5)共益費	棟ごとに共益費などを支払っていただくことになります。 家賃同様、滞納しないようにしてください。(共益費の徴収や金額等については、市及び市営住宅管理センターは関知しません。) 管理人等から共益費の滞納の相談があった場合には、入居者とともに連帯保証人等へ連絡しますので、滞納や納め忘れがないようご注意ください。
(6)管理人	入居者間で決めている住宅管理人がいます。 市営住宅によって多少異なりますが、主に共益費の徴収、建物の管理、修繕箇所の報告、その他入居者との連絡事務(回覧板や掲示板)を行なっていますので、住宅管理人への協力をお願いします。原則、年度持ち回りでお願いしています。

(7)駐車場	一部の市営住宅には一世帯一台、有料駐車場があります。 (複数台契約可の市営住宅もあります。) 駐車場がない市営住宅の場合は、周辺の民間駐車場を契約してください。(車両を所有する方は、予め周辺の民間駐車場の空き状況等を確認の上、申込みをしてください。) 入居者による違法駐車や路上駐車(市営住宅敷地内を含みます。)が判明した場合には、必要に応じて警察等へ通報するとともに、市営住宅の明け渡し要件となりますのでご注意ください。
(8)風呂	一部の市営住宅を除き、浴室には浴槽と給湯設備がありません。そのため、浴槽と給湯設備を入居者が自費で購入し、浴室へ設置していただくことになります。 また、風呂設備等がリースとなっている場合は、リース会社と契約し、リース料を毎月(家賃とは別に)支払っていただきます。詳細は、リース会社と相談してください。 (市が風呂等を設置した場合を除きます。)
(9)敷地内禁煙	入居者の受動喫煙による健康被害を防止するため、入居者の居室内を除き、市営住宅の建物内及び敷地内が禁煙です。 駐車場に停めた車内での喫煙も禁止です。
(10)迷惑行為 禁止行為等	入居者の周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為は禁止されています。

※その他注意事項、重要事項については、次ページの「8 入居に関する重要事項」を確認してください。

8 入居に関する重要事項

- 第1 入居者は、家賃等を定められた納期限内に納付し、滞納してはならない。
なお、市は、納期限内に納付がない場合には、遅延損害金を徴収するものとする。
- 第2 連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務を負担するものとする。
- 第3 入居者及び連帯保証人は、家賃等を滞納した場合には、その徴収のため市が次の調査を行うことに同意するものとする。
- (1)住民基本台帳に関する調査
 - (2)住民税等の課税及び滞納状況、滞納処分並びに滞納処分等のために収集した情報に関する調査
 - (3)金融機関における取引状況に関する調査
 - (4)生命保険の加入状況に関する調査
- 第4 入居者は、家賃等を3か月以上滞納した場合には、市営住宅又は駐車場を明け渡すものとする。

(滞納と明渡し請求)

- 住宅使用料もしくは駐車場使用料について、決められた期限までに納付がない場合は遅延損害金を徴収します。
- 滞納が発生した場合には、本人に加え、連帯保証人にも通知、請求します。
- 連帯保証人から納付状況の問い合わせがあった場合には、納付状況を開示することになります。
- 3か月以上の滞納がある場合は、住宅、駐車場を明け渡すようになります。納付約束の不履行や納付の指示や指導に従わない場合等、納付の意思がなく悪質と判断される場合も同様です。

- 第5 入居者は、市長が指定した入居日から20日以内に当該住宅への入居を完了しなければならない。
- 第6 入居者は、家族調書に記載された以外の者を同居させようとするときは、市の承認を得なければならない。
- 第7 入居者は、出生、死亡、退去、氏名変更等同居者に異動があったときは、市に届け出なければならない。

第8 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その同居者が市営住宅を引き続き使用するときは、市の承認を得なければならない。

(届出の義務)

- 入居後は収入の有無等に係らず税務署とは別に毎年の収入申告書を提出しなければなりません。
- また、世帯構成の変更などが生じた場合に届出をして、家賃の決定や入退去の許可を受ける必要があります。
- 届出を怠ると適正な家賃の計算ができないため、高い家賃を支払うようになる場合があります。また、許可又は入居資格がなく、市営住宅へ不正もしくは不適正に入居している場合は、住宅を明け渡していただきます。

第9 入居者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 障子、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え、畳の表替え、建具の修繕その他の建物の主要構造部以外の修繕及び給水栓、点滅器その他の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (2) 各戸の電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (3) 汚物及びゴミの処理に要する費用
- (4) 共同施設並びにエレベーター、給水施設及び污水处理施設の使用に要す

第10 入居者は、住宅内の結露防止に努めなければならない。

(住宅内の結露)

市営住宅は鉄筋コンクリート造で気密性が高く、室内の湿気による結露が四季を問わず発生します(特に石油ストーブ・ファンヒーター等の使用時)。

結露対策としては、入居者の判断での随時換気、除湿機の使用またはエアコンによる冷暖房がありますが、完全に結露を防ぐことはできません。

また、24時間換気設備設置住宅については、住環境の悪化となることから通気口を塞いだりスイッチを切ったりしないでください。

第11 入居者は、自己の責任によって、市営住宅又は共同施設を滅失又はき損したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。生活排水の漏水等によって、階下入居者の家財等に損害を与えた場合も、同様とする。

(水漏れ時の対応)

市営住宅は防水構造ではありません。洗濯機、浴槽、台所などの排水を階下に漏らした場合は、階下入居者への家財道具の賠償費用、畳や天井の修理費用はすべて排水を階下に漏らした入居者の負担となります。

そのため入居後は、家財道具に関する損害保険の加入をお勧めします。

第12 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす次の行為をしてはならない。

- (1) 他の入居者の生活を妨害し、又は住環境を著しく悪化させ平和を乱すと市長が判断した行為で制止等の命令又は指導に従わない行為
- (2) 共同で使用する敷地、市営住宅の一部を占有する行為(違法駐車、無断耕作等を含む)
- (3) 動物類(犬、猫、鳥等)を飼育する行為(居室のみならず敷地内や共用部分での餌付け行為を含む)
- (4) 騒音、悪臭を発生させる行為
- (5) 有害物、危険物を団地内に持ち込む行為
- (6) 土地、建物等をき損する行為(例えばゴミ屋敷状態や不法投棄等)
- (7) その他前各号に準じる行為

※ 上記の禁止及び迷惑行為を確認した場合、住宅の明渡しを求めます。

(町内会の参加)

- 快適な住環境作りのために、積極的に町内会に参加してください。
- 町内会の形態により異なりますが、入居後は町内会費(入居者の負担)がかかります。

(共益費の支払い)

- 共用部分の電灯、エレベーター、浄化槽維持などの電気料や電灯交換費用については入居者の負担となります。
- 入居者の中から選出された管理人へ、入居者が毎月直接支払うことになります。
- 共益費を滞納した場合に、管理人や市の指導にも従わない場合は、住宅を明け渡ししていただく場合があります。

(近隣への迷惑行為の禁止及び土地、建物等をき損する行為)

- 居室内及び敷地内でのペットの飼育(餌付け行為含む)及び騒音、異臭、荷物の溢れ出しや散乱、敷地内や周辺での耕作や栽培、違法駐車、不法投棄など近隣への迷惑行為は禁止されています。
- また、居室内や共同施設の整理整頓とともに清潔な状況を保つようにしてください。
- 迷惑行為及び土地、建物等をき損する行為に該当する場合は住宅を明け渡していただきます。

第13 入居者は、市営住宅を引き続き15日以上不在にする場合は、郡山市営住宅管理センターに届出なければならない。

(一時不在届の提出)

- 病気のための入院等により、長期(15日以上)にわたり、市営住宅を不在にする場合は、理由を明記した市営住宅一時不在届を必ず提出してください。(代理の方でも構いません。)
- 一時不在中であっても家賃等を滞納しないように注意してください。
- 近隣の方や管理人、親類の方にも必ずその旨を連絡してください。
- 近隣の方や管理人、親類の方に連絡をしていないため、心配した方から所在不明であるとの通報により、警察を要請して安否確認を行う事態が少なからず発生しています。
- 安否確認となった場合で、連帯保証人や親族の方等に連絡し、合いカギの届出がないときは、緊急対応のため警察の指示のもと、カギやガラス等を壊すことがあります。その場合のカギやガラスの修繕費用は入居者に負担していただきますのでご注意ください。

第14 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第15 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築等をしてはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

第16 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、明渡しの5日前までに市営住宅管理センターに届出をし、市営住宅管理センターの検査を受けなければならない。

第17 入居者は、市営住宅を退去する場合には、原則、障子、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え、畳の表替えその他市に指示された修繕を行わなければならない。

(退去時の修繕と明渡しの完了)

市営住宅を退去する場合は、原則、障子、ふすまの張り替え、畳の表替え及びその他破損部、汚損部の修繕をしていただくことになります。

これらの退去時の修繕を終了し、市の完了検査で問題がなければ明け渡しの完了となります。

明け渡しの完了までは、敷金は返還できません。

第18 入居者は、入居し、又は退去した旨をその市営住宅の管理人へ知らせなければならない。

(市営住宅管理人への連絡等)

各市営住宅には棟毎に市営住宅管理人がおり、市役所からの連絡文書の配布などをお願いしています。

団地によっては、共益費や自治会費の徴収なども担当されているところもありますので、引っ越しが済みましたら、必ず各棟の市営住宅管理人へ必ず声をかけてください。

なお、市営住宅管理人は入居者の方々に持ち回りで担当していただいておりますので、ご自分の番がきましたら、ご協力をお願いします。

また、退去前にも各棟の市営住宅管理人や自治会等へ必ず声をかけ、共益費や町内会費等を精算してください。

第19 入居者は、公営住宅法、市営住宅条例及びこれらに基づく規則に違反したときは、住宅を明け渡さなければならない。

(訴訟の提起・損害賠償の請求)

例えば届出をせずに無断で退去した場合、市の指示に従わず退去時の修繕を行わないで退去した場合、家賃等を滞納して無断で退去した場合及び法令等の定めに違反した場合等については、訴訟により、住宅の明け渡し請求や損害賠償請求を入居者又は連帯保証人に求めることになりますので、法令等を遵守するとともに市営住宅の使用、維持管理等には十分注意してください。

資 料

- (1)棟別住所一覧(希望ヶ丘・千杯田市営住宅)・・25ページ
- (2)郡山市営住宅の所在地及び通学区域(学区)の目安
.....26ページ
- (3)郡山市営住宅 物件一覧表.....28ページ
- (4)市営住宅抽選会の進め方.....30ページ
- (5)郡山市営住宅 市内位置関係図.....32ページ
- (6)その他の公営住宅について(市営住宅以外)
.....33ページ

(1)棟別住所一覧(希望ヶ丘・千杯田市営住宅)

名 称	棟番号	郵便番号	住所・番地
希望ヶ丘	1-1	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 21番 10号
希望ヶ丘	1-2	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 13番 12号
希望ヶ丘	1-3	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 6番 18号
希望ヶ丘	1-4	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 5番 2号
希望ヶ丘	1-5	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 14番 3号
希望ヶ丘	1-6	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 14番 11号
希望ヶ丘	1-7	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 27番 5号
希望ヶ丘	2-1	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 21番 11号
希望ヶ丘	2-2	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 13番 10号
希望ヶ丘	2-3	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 13番 8号
希望ヶ丘	2-4	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 21番 9号
希望ヶ丘	2-5	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 20番 8号
希望ヶ丘	2-6	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 12番 3号
希望ヶ丘	2-7	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 3番 3号
希望ヶ丘	2-8	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 5番 10号
希望ヶ丘	2-9	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 4番 2号
希望ヶ丘	2-10	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 23番 7号
希望ヶ丘	2-11	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 24番 6号
希望ヶ丘	2-12	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 27番 9号
希望ヶ丘	2-13	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 27番 13号
希望ヶ丘	2-14	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 25番 3号
希望ヶ丘	2-15	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 29番 3号
希望ヶ丘	A	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 8番 12号
希望ヶ丘	B	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘 8番 22号
千杯田	1-1	〒963-0541	郡山市喜久田町堀之内字千杯田 3番地
千杯田	1-2	〒963-0541	郡山市喜久田町堀之内字千杯田 1番地
千杯田	2-1		
千杯田	2-2		

(2)郡山市営住宅の所在地及び通学区域(学区)の目安

市営住宅名称	住 所	通学区域(学 区)	
		小学校	中学校
鶴見坦	〒963-8861 郡山市鶴見坦一丁目5番 33 号	薫	郡山第一
希望ヶ丘	〒963-8035 郡山市希望ヶ丘 地内 (棟ごとに番地が変わります)→25ページ	富田西	郡山第六
仁池向	〒963-0201 大槻町字仁池向1番地	柴 宮	郡山第七
小山田	〒963-0201 大槻町字小山田前 12 番地 (棟ごとに小学校の学区が変わります)→27ページ	小山田	郡山第六
		桑 野	
小山田西	〒963-0201 大槻町字小山田西 13 番地	小山田	大 槻
小山田第二	〒963-0201 大槻町字小山田前3番地	小山田	郡山第六
西ノ宮西	〒963-0201 大槻町字西ノ宮西 58 番地の1	大 槻	大 槻
中ノ平	〒963-0201 大槻町字中ノ平 59 番地	大 槻	大 槻
新池下	〒963-0201 大槻町字新池下3番地	大 槻	大 槻
堀切西	〒963-0201 大槻町字堀切西2番地の5	柴 宮	郡山第一
長久保	〒963-0105 安積町長久保二丁目1番地の2	安積第一	安 積
安積1・2・3号棟	〒963-0102 安積町笹川字西長久保 104 番地の1	安積第一	安 積
古 町	〒963-8071 富久山町久保田字古町 137 番地の1	行 健	行 健
大原ふれあい	〒963-8071 富久山町久保田字大原 123 番地の1	行 徳	行 健
八山田四丁目	〒963-8052 八山田四丁目 24 番地	行健第二	明 健
緑ヶ丘	〒963-0701 緑ヶ丘西一丁目 14 番地の1	緑ヶ丘第一	緑ヶ丘
緑ヶ丘東	〒963-0702 緑ヶ丘東五丁目1番地の1	緑ヶ丘第一	緑ヶ丘
三本松	〒963-0534 日和田町字三本松 78 番地	日和田	日和田
新 田	〒963-0531 日和田町高倉字新田2番地	日和田	日和田
広野入	〒963-0534 日和田町字広野入 58 番地	日和田	日和田
高 倉	〒963-0531 日和田町高倉字町裏 57 番地	高 倉	日和田
千杯田	〒963-0541 喜久田町堀之内字千杯田 地内 (棟ごとに番地が変わります)→25ページ	喜久田	喜久田
熱海六丁目	〒963-1309 熱海町熱海六丁目 65 番地	熱 海	熱 海
対面原	〒963-1303 熱海町玉川字対面原 20 番地	熱 海	熱 海

※ あくまで学区は目安ですので、詳細は教育委員会学校教育推進課へお問い合わせください。

小山田市営住宅の棟別の通学区域(学区)の目安

名称・棟番号	通学区域(学 区)	
	小学校	中学校
小山田 1-1	小山田	郡山第六
小山田 1-2	小山田	郡山第六
小山田 1-3	小山田	郡山第六
小山田 1-2-2	小山田	郡山第六
小山田 1-4-1	小山田	郡山第六
小山田 1-4-2	小山田	郡山第六
小山田 1-4-3	小山田	郡山第六
小山田 1-4-4	小山田	郡山第六
小山田 1-4-5	小山田	郡山第六
小山田 1-4-6	小山田	郡山第六
小山田 2-1	小山田	郡山第六
小山田 2-2	小山田	郡山第六
小山田 2-3	小山田	郡山第六
小山田 2-4	小山田	郡山第六
小山田 2-5	小山田	郡山第六
小山田 2-6	小山田	郡山第六
小山田 2-2-1	小山田	郡山第六
小山田 2-2-2	小山田	郡山第六
小山田 2-2-3	小山田	郡山第六
小山田 2-2-4	小山田	郡山第六
小山田 2-2-5	小山田	郡山第六
小山田 2-2-6	小山田	郡山第六
小山田 2-2-7	小山田	郡山第六
小山田 2-2-11	小山田	郡山第六
小山田 2-2-12	小山田	郡山第六
小山田 2-4-1	小山田	郡山第六
小山田 2-4-2	小山田	郡山第六
小山田 2-4-3	小山田	郡山第六
小山田 2-4-4	小山田	郡山第六
小山田 2-4-5	小山田	郡山第六
小山田 2-4-6	小山田	郡山第六

名称・棟番号	通学区域(学 区)	
	小学校	中学校
小山田 1-2-3	桑 野	郡山第六
小山田 1-2-4	桑 野	郡山第六
小山田 1-2-5	桑 野	郡山第六
小山田 1-2-6	桑 野	郡山第六
小山田 1-4-7	桑 野	郡山第六
小山田 1-4-8	桑 野	郡山第六
小山田 1-4-9	桑 野	郡山第六
小山田 1-4-10	桑 野	郡山第六
小山田 1-4-11	桑 野	郡山第六
小山田 1-4-12	桑 野	郡山第六
小山田 1-4-13	桑 野	郡山第六
小山田 1-4-14	桑 野	郡山第六
小山田 1-4-15	桑 野	郡山第六
小山田 1-4-16	桑 野	郡山第六
小山田 1-4-17	桑 野	郡山第六
小山田 2-2-8	桑 野	郡山第六
小山田 2-2-9	桑 野	郡山第六
小山田 2-2-10	桑 野	郡山第六
小山田 2-4-7	桑 野	郡山第六
小山田 2-4-8	桑 野	郡山第六
小山田 2-4-9	桑 野	郡山第六
小山田 2-4-10	桑 野	郡山第六
小山田 2-4-11	桑 野	郡山第六
小山田 2-4-12	桑 野	郡山第六

※ あくまで学区は目安ですので、
詳細は教育委員会学校教育推進課へ
お問い合わせください。

通学区域(学区)の問い合わせ先：郡山市教育委員会 学校教育推進課 学務・通学路係
(本庁舎5階)

電話番号：024-924-2431

(3)郡山市営住宅 物件一覧表

令和8年2月28日現在

名称	建設 年度	階 数	間 取 り	戸 数	月額家賃(円) 収入分位 ① ～ ⑦	風呂 (リース料 税別円)	駐車料 1台目 月額 (円)	駐車料 2台目 月額 (円)	備考
鶴見坦	S52	8	2LDK	52	27,600 ～ 63,400	リース契約2,000 リース月額2,700			
希望ヶ丘	S58～S63	4	3DK	240	22,700 ～ 46,700	設置済/リース	2,500	3,500	
	H11	4	1LDK	8	23,600 ～ 54,200	リース契約2,000 リース月額2,700	2,500	3,500	
			2LDK	24	31,600 ～ 72,700	リース契約2,000 リース月額2,700	2,500	3,500	
			3LDK	16	34,700 ～ 79,800	リース契約2,000 リース月額2,700	2,500	3,500	
	S62～H8	8	2DK	34	19,900 ～ 56,500	設置済/リース	2,500	3,500	
			3DK	498	24,800 ～ 73,300	設置済/リース	2,500	3,500	
			4DK	5	29,300 ～ 70,500	設置済/リース	2,500	3,500	
緑ヶ丘	H2～H7	4	3DK	120	23,200 ～ 65,700	設置済/リース	2,000	3,000	駐車場状況次第 2台目契約可
			3LDK	96	23,200 ～ 66,300	設置済/リース	2,000	3,000	
緑ヶ丘東	H12～H16	3～4	2LDK	22	26,400 ～ 69,100	リース契約2,000 リース月額2,700	2,000	3,000	駐車場状況次第 3台目以上契約可
			3LDK	98	32,400 ～ 80,200	リース契約2,000 リース月額2,700	2,000	3,000	
堀切西	H8	3	3LDK	12	31,700 ～ 72,800	リース契約2,000 リース月額2,700	2,500		
西ノ宮西	S56	4	3DK	16	20,900 ～ 39,000	設置済			
中ノ平	S53	5	3DK	60	17,400 ～ 35,200	設置済			
	S56	4	3DK	16	19,300 ～ 38,000	設置済			
新池下	S54～S55	4	3DK	240	18,700 ～ 37,800	設置済			
仁池向	S50	4	3K	40	15,400 ～ 24,900	設置済/リース			
小山田	S44～S51	4	2DK	212	9,400 ～ 27,600	設置済/リース			
			3K	492	12,000 ～ 26,400	設置済/リース			
小山田第二	S53	4	3DK	136	19,000 ～ 39,600	設置済/リース			
小山田西	S51	4	3K	64	16,900 ～ 29,000	設置済/リース			
長久保	H8	4	3LDK	32	31,200 ～ 71,700	月額1,928	2,500		

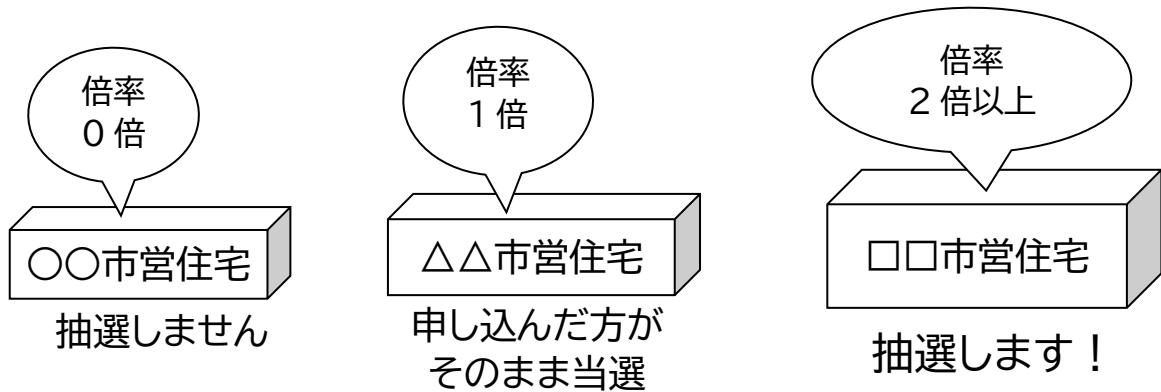
令和8年2月28日現在

名称	建設 年度	階 数	間 取 り	戸 数	月額家賃(円) 収入分位 ① ~ ⑦	風呂 (リース料 税別円)	駐車料 1台目 月額 (円)	駐車料 2台目 月額 (円)	備考
安積1号棟	H18	3	2LDK	15	27,000 ~ 63,100	月額2,228	2,500	3,500	
			3LDK	3	33,700 ~ 77,600				
安積2号棟	H20	3	1DK	14	18,400 ~ 42,600	月額2,300	2,500	3,500	
			1LDK	14	23,400 ~ 54,100				
安積3号棟	H21	4	2DK	14	26,000 ~ 60,100				
			2LDK	14	28,700 ~ 66,300				
千杯田	S57	3~4	3DK	56	19,500 ~ 42,400	設置済			
広野入	H9	4	3LDK	32	28,600 ~ 66,000	月額2,000	2,000		
三本松	S53	5	3DK	60	16,500 ~ 32,300	設置済			
新田	S61~S62	3~4	3DK	36	19,500 ~ 49,400	設置済			
高倉	S57~S62	3~4	3DK	44	18,500 ~ 47,800	設置済/リース			
大原 ふれあい	H6	3	1LDK	12	22,000 ~ 50,600	設置済	2,000		シルバー ハウジング
			2LDK	12	28,800 ~ 66,100	設置済	2,000		
			3LDK	26	30,700 ~ 70,600	リース契約2,000 リース月額2,700	2,000		
古町	H5	3	3LDK	24	27,200 ~ 62,500	リース契約2,000 リース月額2,000	2,000		
八山田 四丁目	H6~H8	4	3LDK	96	31,700 ~ 73,400	リース契約2,000 リース月額2,700	2,000		
熱海 六丁目	S50	4	3K	24	14,800 ~ 24,100	設置済			
	H10	3	3LDK	30	28,600 ~ 65,800	月額1,817	2,000		
対面原	H1	4	3DK	16	20,500 ~ 51,900	設置済	1,500		

- ・これら一覧にある物件の中から、入居可能な状態となった空室について入居者を募集します。
- ・3LDK/4DK/大原ふれあい2LDK物件は、居住面積が広いと、原則、単身者向けでは募集をしていません。
- ・緑ヶ丘東の駐車場は、区画の空き状況次第で3区画以上契約可能です(3台目以降も月額3,000円)。
- ・風呂が「リース」の物件は、供給会社の用意した風呂を毎月リース料金を払って使用します。
- ・設置済/リースでリースの場合は、リース契約料2,000円と月額リース料2,000円がかかります(各税別)。
- ・リース月額2,000円は浴槽のみリース(広野入は除く)。リース月額2,000円以外は浴槽と給湯設備リース。
- ・詳しくは「募集物件一覧」をご覧ください。
- ・シルバーハウジングに入居できる方は、(1)高齢者の単身世帯、(2)高齢者のみで構成される世帯、(3)高齢者夫婦(夫婦のいずれかが高齢者であるときを含む。)のみで構成される世帯です。

(4)市営住宅抽選会の進め方

1. 倍率が 2 倍以上の物件は抽選をします。

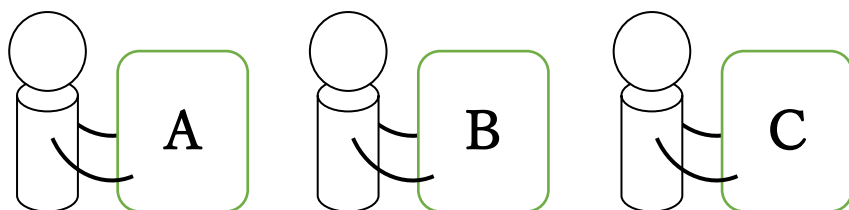


2. 「優先物件」「定期借家物件」「一般物件」の順で抽選をします。



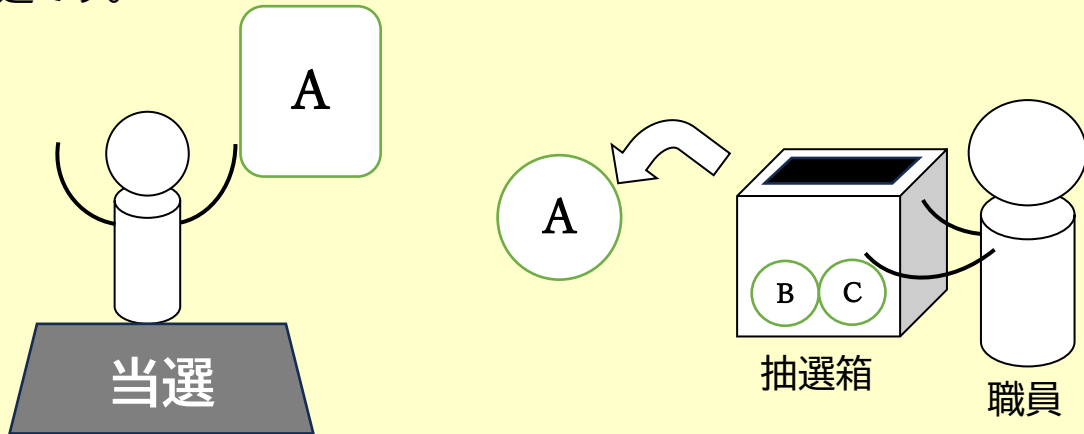
3. 抽選の流れ

- ① 受付でアルファベットが書かれたカードを受け取ります。
この アルファベットで抽選を行います。



② 次に「抽選」を行います。

「抽選箱」からピンポン玉を1つひきます。
ひいたピンポン玉に書かれているアルファベットのカードをお持ちの方が当選です。



※当倍率 2 倍以上の物件について「抽選」を繰り返します。
補欠者は最大で 2 人まで決めます。

※当選者が事情により入居しない場合は、「補欠順位 1 位」の方へ入居の権利が移ります。

※「補欠順位 1 位」の方が入居をしない場合は、「補欠順位 2 位」の方に入居の権利が移ります。

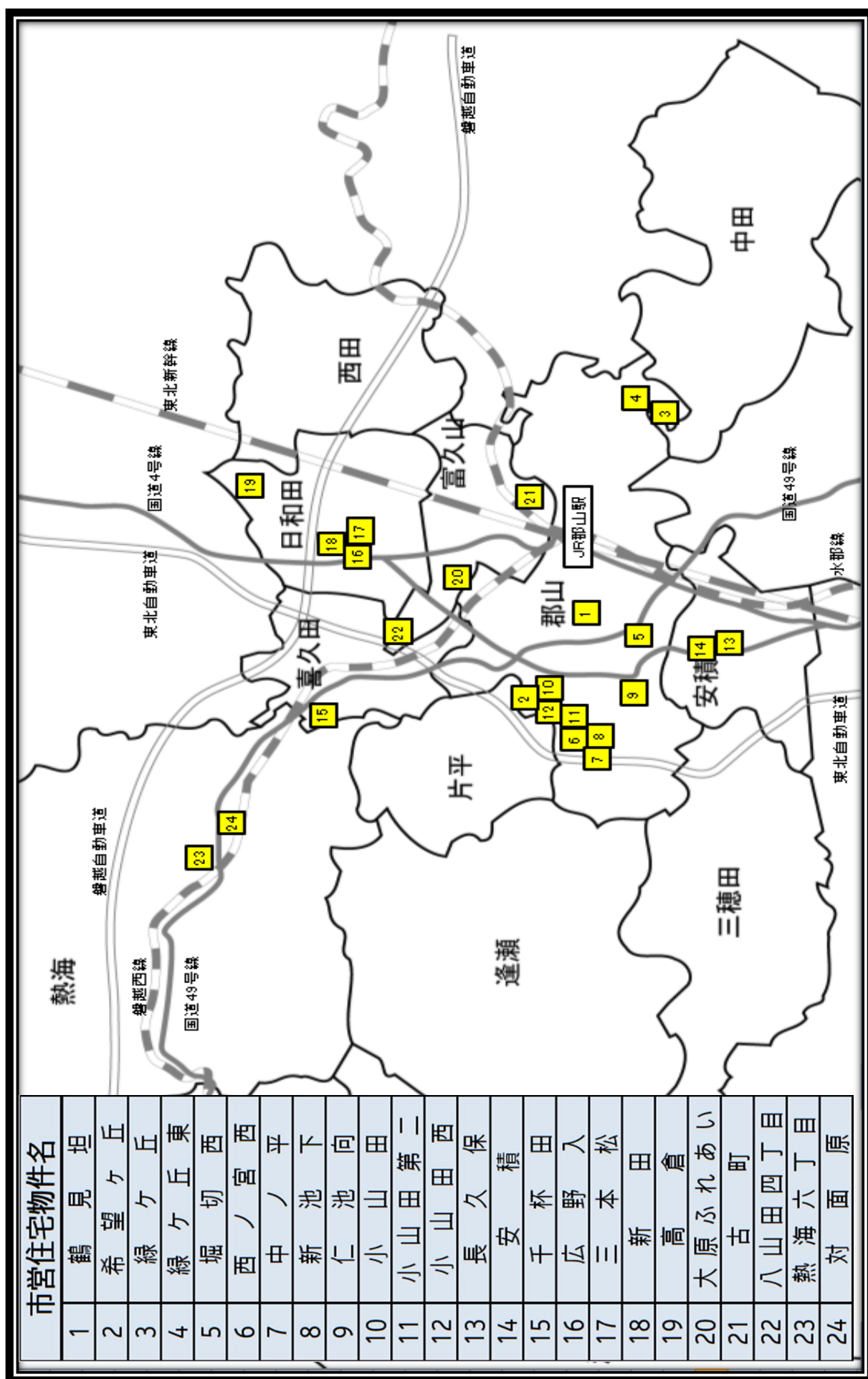
4. 再募集の受付

抽選会場で、倍率 0 倍だった物件について再募集の受け付けをします。
当選しなかった方はその場で申し込めます。
再募集物件についても、倍率が 2 倍以上になった場合は抽選です。

5. 入居説明会

当選した方には、入居手続き用の書類をお渡しし、手続きのしかたを説明します。

(5)郡山市営住宅 市内位置関係図



(6)その他の公営住宅について(市営住宅以外)

① 福島県 県営住宅について

「県中地区県営住宅管理室」

福島県郡山合同庁舎 1階

〒963-8540 福島県郡山市南一丁目94番地 電話 024-935-1518

※県営住宅申込者は市営住宅へ併用して申込みことができます。

先に県営住宅へ当選し、県営住宅へ入居を決めた場合など、市営住宅抽選会が始まる前に市営住宅へ入居しないと決めたときは、市営住宅の申込みを取り下げてください。

取り下げにより抽選の倍率が変われば、その分だけ他の方が当選する確率が上がります。同じように住む場所に困っている方のために、ご協力ください。

福島県 県営住宅のホームページでご確認ください。

<http://fukushima-kenju.com/index.html>



② 福島県 復興公営住宅について

「県中地区県営住宅管理室」

福島県郡山合同庁舎 1階

〒963-8540 福島県郡山市南一丁目94番地 電話 024-935-1518

※これまでの募集対象者である東日本大震災及び原子力災害による避難者(居住制限者、旧居住制限者、支援対象避難者)や地震・津波被災者に加え、一般の県営住宅と同様の「比較的所得が低く、現に住宅に困窮している方」も応募できます。

福島県復興公営住宅の入居要件の緩和について

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055b/hukkoukouei-youkenkanwa.html>



福島県復興公営住宅入居支援センターのホームページでご確認ください。

<https://www.npo-junkan.jp/fukkou/>



This image shows a blank sheet of white paper designed as a memo template. At the top left, the word "MEMO" is printed in a large, bold, blue sans-serif font. Below the title, the page is filled with horizontal dashed blue lines, providing space for writing. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page.

[illegible]

郡山市営住宅管理センターの ホームページを



ご活用ください

トップページはこちら

<https://www.koriyama-shiei.jp/>



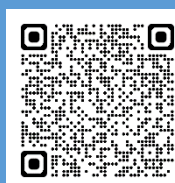
住宅一覧はこちら

※物件の地図や、室内の参考画像を掲載しております。



募集住戸一覧はこちら

※募集期間にご注意ください。



郡山市営住宅管理センター

郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市役所 本庁舎 3 階

☎024-924-7100

営業日:月～金曜日 8:30～17:15 ※土、日、祝、年末年始定休